

デンマークにおける働きづらさを抱える者に対する
就労支援対策の動向と課題（概要）

ダイバーシティ就労支援機構 岩田克彦 2020年1月9日 海外状況整理部会

I. 障害者

1. 働きづらさを抱える者の雇用就業状況

(1) 障害者の雇用就業状況

デンマークでは、障害の公式な定義はないとされている。「障害者手帳」の交付もなく、障害者の登録もなく、障害の程度による等級表（インペアメントテーブル）の区別も存在しない。従って、厳密には公的年金や助成金の受給者、公的制度の支援を受けている者しかわからない。但し、EU-SILC（The European Union Statistics on Income and Living Conditions、「EU所得・生活条件調査」）として、EU加盟諸国が毎年行う意識調査はある。2016年調査では、以下ようになる。デンマークの「自己申告での障害者」割合28.1%と、EU平均（24.1%）より高い（65歳以上では、EU平均47.5%と比べ38.8%と低い）。また、デンマークの障害者就業率は、国際的にみてかなり高い。就業している障害者の貧困率も非常に低い。

（自己申告での障害の有無別）就業率の国際比較

	EU 平均	デン マ ーク	ド イ ツ	英国	フ ラ ン ス	オ ラ ン ダ	ス ウ エ ー デン	フ ィ ン ラ ン ド	ノ ル ウ ェ ー イ
障 害 者	50.6	57.7	51.8	52.9	55.5	58.5	52.6	54.4	49.0
非 障 害 者	74.8	80.8	79.4	83.4	74.0	81.5	83.5	74.4	83.5
全 体	70.5	74.3	74.4	77.1	70.6	75.5	80.3	68.8	78.3

（出所）EU-SILC UDB 2016, 2018年3月版同上

2. 基本政策理念

現在のデンマークでは、障害者政策は、「補てん・埋め合わせ」、「社会各部門の分担責任」、「連帯」、「均等機会」の4つの原則に基づいて実施されている。「ハンディキャップ（handicap）」と「障害（disability）」を区別し、以下のように定義している。その上で、障害者政策の4原則を提示している。

- ・個人の手持っている障害（disability）+ 障壁（barrier）= ハンディキャップ（handicap）
- ・障害（disability）+ 補完、補てんするもの（compensation）
= 機会均等の実現（equal opportunity）

1) 補てん・埋め合わせ（Compensation）の原則

2) 社会各部門の分担責任（Sector responsibility）の原則

社会の全部門の人々、機関が尊重し、障害者がアクセスしやすい環境を整備する責任を
分担しなくてはならない。

3) 連帯（Solidarity）の原則

障害者への支援、補てんのための施策は税制を通じ、連帯して実施すべきであり、補てん策の提供は、無料で、所得や資産水準に関わらずなされるべきだということである。

4) 均等機会 (Equal opportunity) の原則

均等化は、全ての者を同じように扱うということではない。各個人の潜在可能性を開発・活用し、各人の能力の沿ったスキルを開発するために、均等機会を確保するということであり、出発点の違いを補うため、しばし優先的な待遇を意味する。

3. 障害者に対する雇用就業関連主要施策

(1) フレックスジョブ

フレックスジョブは、1998年に導入され、①職業リハビリテーションサービス（最大5年）を受けても通常の就労条件では職を得られない、65歳未満の永続的に重度な障害者（「特殊な社会問題を抱える者」を含む。）が対象で、②使用者、障害者本人、自治体の三者合意に基づき、公的負担による所得補填を提供しながら、その個人状況に合わせた柔軟な就労条件（短時間就労、調整された就労条件、限定された職務要件等）での仕事（自営を含む。）を提供する、という制度である。

(2) 障害年金とリソース・プロセス

障害年金は、労働能力が自ら生計を保てない程度に恒久的に減少した者に、18歳から老齢年金支給開始年齢の65歳（将来68歳）まで支給するものである。2013年1月以降、機能障害等により労働能力が低い場合であっても、原則として、新規申請で40歳未満の者には、障害年金は支給されず、その代わりに、1回あたり最長5年間のリソース・プロセスにより、通常の雇用就業やフレックスジョブでの就業が促進されることになった（延長可能）。リソース・プロセスとは、全国98のコミュニケーション（基礎自治体）の様々な専門家で構成されるリハビリテーション・チーム（複数の自治体で共同チームを組むこともある。）が本人と面談をしながら必要な支援を検討し、就業の道を最大限に探るものである。

II. その他の働きづらい者

1. 生活困窮者に対する就業対策

相対的貧困率（「相対的貧困者：全世帯の所得の中央値の半分以下」の全人口に占める割合）、就業者の貧困率（in-work poverty）、一人親世帯の貧困率（就業世帯、非就業世帯とも）等国際比較で極めて低い水準にあり、デンマークでは、生活困窮があまり問題となっていない。

2. その他働きづらさを抱える者に対する就業対策

ホームレスは、0.11%（6431人、うち野外生活者は約1割。2019年）と、北欧、中欧諸国の間では低い水準にある。但し、家族主義の強いイタリア、スペイン、ポルトガル、ブラジル、イスラエル等はより低い水準にある（こうした国は、日本と同様、「ひきこもり」が多いとされている）。

ニート（就業、学校、訓練以外の若者15-29歳）比率（2017年）は、OECD平均（13.4%）より低い（11.8%）が、近隣諸国より高く、問題視されている。高校段階でのドロップアウト率の低下対策等が挙げられている。